

意見表明

2026（令和8）年5月15日

中道改革連合

安定的な皇位継承に関する検討本部

本部長 笠 浩史

中道改革連合の笠浩史です。

去る4月15日の衆参正副議長主催の全体会議において、党内論議の現状についてご報告いたしました。次回の全体会議に向けて中道改革連合としての意見集約を進めるよう要請があったことを受けて、党内でさらに真摯に議論を重ねて参りました。本日は、中道改革連合としての意見のとりまとめの内容についてご報告申し上げます。

まず、皇位継承の基本的前提として、「今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはならないことを確認」いたしました。

その上で、現時点において講ずべき皇族数確保の具体的方策について、この間、「第1案『女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持』」と「第2案『皇統に属する男系男子を養子に迎えること』」について議論されてきましたが、第1案を「優先的な方策」として、「内親王・女王殿下が婚姻後も皇族の身分を保持することを認めるべきである」といたしました。女性皇族方が婚姻後もしっかりと皇室に残っておられることを第一に優先すべきです。

なお、「現在の内親王殿下・女王殿下におかれては、婚姻後に皇籍を離脱するとの現行制度の下で人生を歩んでこられたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべきである」と考えます。

新しい制度の下、内親王・女王殿下が婚姻後も皇族の身分を保持することとなった場合において、その配偶者及び子の皇族の身分については、当事者の意思を尊重することが大事であることから、「当事者の御意向など個別の事情等を勘案しながら、適時適切に対応する」との旨をいたしました。この点については、今回の皇室典範の改正において、「より法規範性の強い附則の検討条項として定めること」を求めることといたしました。

そして皇族数確保のためには、あらゆる方策を選択肢として追求すべきであることから、第2案についても、「現行法の下で皇族には認められていない養子縁組について、1947（昭和22）年10月に皇籍を離脱した、いわゆる旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々を対象に、これを制度化することも考えられる」といたしました。

なお、様々な観点からの疑問や課題が指摘されていたこともあり、養子縁組の制度化に当たっては、「象徴天皇制が国民の総意に基づくものであることに鑑み、国民の理解を得るべく、養親・養子双方の自由意思に基づくものであることを確認した上で、法的な整理を含めてその要件・手続等について慎重な制度設計を行わなければならない」こととしています。

つぎに、今後の議論の運びについて申し上げます。

衆参正副議長におかれては、憲法第1条で、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものとされていることに鑑み、全国民を代表する国会において熟議を尽くしながら「立法府の総意」をとりまとめ、国民の総意を見いだしていくという基本姿勢の下で、今後のとりまとめに当たっていただきたいと存じます。

そして衆参正副議長におかれては、政府に対し、「皇室典範改正案を立案するに当たっては、『立法府の総意』を厳粛に受け止めて誠実に立案作業を行うものとし、その要綱案が出来上がった段階で衆参正副議長に報告するとともに、各党・各会派に対して説明する」よう要請をしていただくとともに、「立法府の確認を得た上で、政府は、閣法として皇室典範改正案を国会に提出する」ように取り運ぶことを求めていると存じます。

退位特例法の制定過程にならい、「立法府の総意」の実現に責任を持つという姿勢で、立法府が積極的に関わっていくべきであり、段階ごとにしっかりと丁寧な議論することが重要であると考えます。

最後に、今後の課題について申し上げます。

現在の皇室が、天皇陛下、上皇陛下及び14方の皇族方で構成されている中で、悠仁親王殿下以外の未婚の皇族5方は全員が女性であり、現行制度のままでは、悠仁親王殿下が即位されたときに同世代以下の皇族がいなくなることも想定されます。このため、これまで、皇位継承の問題とは切り離して、皇族数の確保を喫緊の課題として、衆参正副議長の下、立法府の全体会議における議

論が進められてきたと考えています。

しかしながら、「今回の措置はあくまでも緊急の措置であって、安定的な皇位継承を確保するための方策を引き続き議論していくことは、退位特例法の附帯決議で要請されているように、必須の事柄」であり、「悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚を巡る状況も踏まえて、女性天皇の是非なども含めて、静かな環境の下で議論を深めていかなければならない」ことを強く申し上げたいと存じます。

今回のとりまとめは一つの区切りではありますが、決して議論の終わりではありません。むしろスタートです。我々中道改革連合は、今後、「立法府の総意」のとりまとめを踏まえ、政府から示される皇室典範改正案の制度設計に責任を持って関わっていくとともに、次代以降の安定的な皇位継承に向けた議論において、決して歩みを止めることなく、主導的な役割を果たしていく決意であることを申し上げ、意見表明といたします。

以上